

下水道施設所有（管理）者賠償責任保険役務の提供仕様書

堺市上下水道局

この仕様書は、堺市上下水道局（以下「本市」という。）の下水道施設に係る賠償責任保険について定める。

1. 本保険の名称

下水道施設所有（管理）者賠償責任保険

2. 本保険の目的

本市が管理する下水道施設の構造上の欠陥や管理上の不備による事故、あるいは業務に伴う種々の作業の過失によって生じた事故に起因して、他人の生命もしくは身体を害し、あるいは他人に財産上の損害を与えた場合（他人の財物の損壊を伴わずに財産上の損害が発生した場合を含む。）、本市が法律上の損害賠償責任を負うことによって被る損害賠償金等の損失を補てんすることを目的とする。

3. 履行場所

本市指定の場所

4. 下水道施設の定義

本保険において下水道施設とは、本市が所有、使用又は管理する次のものをいう。

(1) 下水道法（昭和33年4月24日法律第79号）第2条第2項に定める「下水道」

『下水を排除するために設けられる排水管、排水渠その他の排水施設（かんがい排水施設を除く。）、これに接続して下水を処理するために設けられる処理施設（し尿浄化槽を除く。）又はこれらの施設を補完するために設けられるポンプ施設、貯留施設その他の施設の総体をいう。』

(2) 下水道事業のための「道路」、「資材置場」及び「その他用地」

5. 本保険の対象となる施設、設備及び業務等の範囲

(1) 施設・設備

本市が管理する下水道施設（昇降機3基を含む）と、その管理業務を遂行するにあたり使用管理するメンテナンス作業用機械装置、資材等の財物をいい、これら全部を一括して対象とする。また、未供用の下水道施設であっても本市が所有し又は管理している場合には対象とする。なお、開渠及び暗渠の地上部に設置しているフェンス等構築物も対象とすること。（令和7年3月末日時点見込みの施設の詳細は、別添資料「令和7年度 保険申込 下水道施設賠償目的明細書」を参照）

(2) 業務

本市の行う上記（1）施設・設備の点検、清掃等の維持管理業務をいう。ただし、請負業者が負担すべき賠償責任は除くものとする。なお、施設・設備の新築、改築、修理、取り壊し、その他の工事は対象外とする。

(3) その他対象とするもの

公用自転車（電動アシスト自転車も含む。）の所有、使用又は管理に起因する賠償責任。

本市が締結している災害協定等に基づき、本市から他都市等への支援要請により派遣された他都市

等の職員が上記（２）に定める業務を行った場合に生じた第三者への損害で、本市が法律上の損害賠償責任を負うことによって被る損害賠償金等の損失。

6. 保険期間

令和7年4月1日（火）午後4時から
令和8年4月1日（水）午後4時まで 1年間

7. 保険料の支払い

令和7年4月1日（火）に一括して支払うものとする。

8. てん補限度額及び免責金額

賠償（担保）区分	てん補限度額		免責金額
	1名につき	1事故につき	
対人	1億円	3億円	なし
対物	—	2億円	なし

9. てん補の範囲

- (1) 法律上の損害賠償金
- (2) 他人の財物の損壊を伴わずに財産上の損害が発生した場合の法律上の損害賠償金。ただし、上記「8. てん補限度額及び免責金額」の記載にかかわらず、てん補限度額は1事故につき500万円以上、免責金額は1,000円以内とする。
- (3) 応急手当、護送、その他の緊急措置等に係る費用
- (4) 訴訟になった場合の訴訟費用や弁護士報酬等
- (5) 保険会社による解決への協力費用
- (6) 損害の拡大防止・軽減費用
- (7) その他、受注者である保険会社の同意のもとに本市が負担した費用

10. その他（特記事項）

- (1) 本保険における保険会社又は保険代理店は、次の各号のいずれかの要件を満たすこと。また、当該免許証又は登録証の写し等の書類を本市が必要と判断した場合には提出すること。
 - ① 保険業法（平成7年6月7日法律第105号）第3条第5項に定める内閣総理大臣の免許を受けている者、又は、同法第185条第5項に定める内閣総理大臣の免許を受けている者
 - ② 前号に規定する免許を受けている者と代理店契約を締結し、かつ、保険業法第276条に定める内閣総理大臣の登録を受けている者
- (2) 本保険における落札者となった保険会社（以下「契約保険会社」という。）は、自らが事故発生以後の対応窓口として本保険に係る義務を履行することができる。また、(1)②に該当する者であり、契約保険会社が保険代理店委託契約を締結する指定の保険代理店（以下「指定保険代理店」という。）を事故発生以後の対応窓口として選定することができるものとする。なお、この場合において、本保険における契約保険会社と指定保険代理店との関係を証する委任状等の書類を本市が必要と判断した場合には提出すること。
- (3) 保険代理店が本保険における落札者となった場合において、本市が保険申込手続きを行う保険会社（以下「引受保険会社」という。）は、(1)①に該当する者とし、当該引受保険会社との関係を

示す保険代理店委託契約書の写し等の書類を本市に提出すること。

- (4) 契約保険会社又は引受保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率（ソルベンシー・マージン比率）が200%以上あること。
- (5) 本保険業務について確実な履行ができること。
- (6) 契約保険会社、保険代理店又は引受保険会社（以下「保険会社等」という。）が破綻等した場合は、別の保険会社又は保険代理店に引き継ぐなど適切に対応すること。本市が保険申込手続きを行う前であっても同様とする。
- (7) 保険料は、項目7で一括して支払う確定保険料のみとする。
- (8) 保険始期から保険料の支払いまでの間、万一、事故が発生した場合も、保険金の支払い対象とすること。
- (9) 本保険業務を行うための保険約款（賠償責任保険普通保険約款及び施設所有（管理）者特別約款）等の整備については、本保険の目的を鑑み、法令等を遵守した保険構成とすること。
- (10) 本保険の落札者である契約保険会社又は保険代理店は、損害賠償義務の円滑な遂行をはかるため、本市の問い合わせ等に常時、迅速に対応することとし、事故発生以後、本市が必要と判断した場合においては、概ね1時間を目途に保険業務に精通した従業員を事故対応拠点に参集できる体制を整えるものとする。
- (11) 保険会社等は、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」の趣旨に基づき、本業務の履行中に知り得た個人情報等プライバシーに関する情報について、業務の履行以外に使用しないとともに、適切な管理を行うこと。また、別紙1「個人情報取扱特記事項」を順守すること。
- (12) 保険期間内の仕様書等の質疑については、速やかに担当職員に確認し、本市の指示に従わなければならない。
- (13) 本契約の履行の際は、別紙2「暴力団等の排除について」を順守すること。
- (14) 本仕様書に定めのない事項については双方協議のうえ別途定める。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、この契約による業務（以下「本件業務」という。）を行うに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）を遵守し、同法第66条第2項の個人情報取扱事務の受注者として、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、本件業務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(罰則の教示等)

第3 受注者は、本件業務に従事している者に対し、在職中だけではなく退職後においても本件業務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、その他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

2 受注者は、前項の周知の際に、本件業務に従事している者又は従事していた者が、法第176条又は第180条の違反行為をしたときは、法により懲役又は罰金に処されること（法第183条により、日本国外においてこれらの違反行為をした者についても適用されることを含む。）を教示しなければならない。

3 受注者は、本件業務に従事している者又は従事していた者が、法第178条、第179条又は第182条の違反行為をしたときは、法第184条により、受注者に対しても、罰金刑が科されることを十分認識し、本件業務を処理しなければならない。

(収集の制限)

第4 受注者は、本件業務を処理するために個人情報を収集するときは、当該処理に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第5 受注者は、本件業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失又は毀損の防止その他個人情報の適正な管理のため、次の各号に掲げる措置のほか必要な措置を講じなければならない。

- (1) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。
- (2) 発注者が指定した場所へ持ち出す場合又は発注者が事前に承諾した場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。持ち出しの承諾を得た場合においても、パスワード、ICカード、生体情報等（以下「パスワード等」という。）を使用して権限を識別する機能（以下「認証機能」という。）を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講ずること。
- (3) 個人情報の漏えい、改ざん、滅失又は毀損その他の事故を防ぎ、真正性、見読性及び保存性の維持に責任を負うこと。特に事故を防ぐため、複数の者による確認やチェックリストの活用等の必要な措置を講ずること。
- (4) 個人情報の漏えい等の防止のため、個人情報の秘匿性等その内容に応じてスマートフォン、USBメモリ等の記録機能を有する機器・媒体の情報システム端末等への接続の制限を行うこと。また、作業場所に、私用電子計算機、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込ませない等の漏えいを防止する措置を講ずること。

- (5) 個人情報を利用する作業を行う電子計算機に、個人情報の漏えいにつながると考えられるアプリケーションをインストールしないこと。また、アプリケーションやソフトウェアに関する公開された脆弱性の解消、把握された不正プログラムの感染防止等に必要な措置（導入したソフトウェアを常に最新の状態に保つことを含む。）を講ずること。
- (6) 本件業務に着手する前に、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上その他本件業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施すること。
- (7) 受注者は、本件業務の個人情報を情報システムで取り扱う場合、個人情報の秘匿性等その内容に応じて、以下のとおり安全を確保しなければならない。
- ア（アクセス制御）パスワード等の管理に関する定めを整備（その定期又は随時の見直しを含む。）し、IDやパスワードを設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講ずること。
- イ（アクセス記録）当該個人情報へのアクセス状況を記録し、その記録（以下「アクセス記録」という。）を一定の期間保存し、及び必要に応じてアクセス記録を分析する等の措置を講ずること。
- ウ（アクセス記録）アクセス記録の改ざん、窃取又は不正な消去の防止のために必要な措置を講ずること。
- エ（アクセス状況の監視）当該個人情報への不適切なアクセスの監視のため、個人情報を含む又は含むおそれがある一定量以上の情報が情報システムからダウンロードされた場合には、必要に応じて警告表示がなされる機能の設定、当該設定の定期的確認等の措置を講ずること。
- オ（管理者権限の設定）情報システムの管理者権限の特権を不正に窃取された際の被害の最小化及び内部からの不正操作等の防止のため、当該特権を必要最小限とする等の措置を講ずること。
- カ（外部からの不正アクセスの防止）個人情報を取り扱う情報システムへの外部からの不正アクセスを防止するため、ファイアウォールの設定による経路制御等の必要な措置を講ずること。
- キ（情報システムにおける個人情報の処理）個人情報について、一時的に加工等の処理を行うため複製等を行う場合には、その対象を必要最小限に限り、処理終了後は速やかに再利用できない状態まで消去し、不正利用を防止するため必要な対策を講ずること。
- ク（暗号化）情報の不正利用を防止するために必要な暗号化を講ずること。
- ケ（端末の限定）本件業務を処理する端末を限定するために必要な措置を講ずること。
- コ（端末の盗難防止等）端末の盗難又は紛失の防止のため、端末の固定、執務室の施錠等の必要な措置を講ずること。
- サ（第三者の閲覧防止）端末の使用に当たっては、個人情報が第三者に閲覧されないことがないよう、使用状況に応じて情報システムからログオフを行うことを徹底する等の必要な措置を講ずること。
- シ（入力情報の照合等）情報システムで取り扱う個人情報の重要度に応じて、入力原票と入力内容との照合、処理前後の当該個人情報の内容の確認、既存の個人情報との照合等を行うこと。
- ス（バックアップ）個人情報の重要度に応じて、復元可能なバックアップを作成し、分散保管するために必要な措置を講ずること。
- セ（情報システム設計書等の管理）個人情報に係る情報システムの設計書、構成図等の文書について外部に知られることがないよう、その保管、複製、廃棄等について必要な措置を講ずること。
- ソ（入退管理）個人情報を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する室その他の区域（以下「情報システム室等」という。）に立ち入る権限を有する者を定めるとともに、用件の確認、入退の記録、部外者についての識別化、部外者が立ち入る場合の従事者の立会い又は監視設備による監視、外部電磁的記録媒体等の持込み、利用及び持ち出しの制限又は検査等の措置を講ずること。また、

個人情報記録媒体を保管するための施設（以下「保管施設」という。）を設けている場合においても、必要があると認めるときは、同様の措置を講ずること。

タ（入退管理）情報システム室等について、必要があると認めるときは、出入口の特定化による入退の管理の容易化、所在表示の制限等の措置を講ずること。

チ（入退管理）情報システム室等及び保管施設の入退の管理について、必要があると認めるときは、立入りに係る認証機能を設定し、及びパスワード等の管理に関する定めを整備（その定期又は随時の見直しを含む。）し、IDやパスワードを設定する等の入退の管理に関する必要な措置を講ずること。

ツ（情報システム室等の管理）外部からの不正な侵入に備え、情報システム室等及び保管施設に施錠装置、警報装置及び監視設備の設置等の措置を講ずること。

テ（情報システム室等の管理）災害等に備え、情報システム室等及び保管施設に耐震、防火、防煙、防水等の必要な措置を講ずるとともに、サーバ等の機器の予備電源の確保、配線の損傷防止等の措置を講ずること。

（返還、廃棄等）

第6 受注者は、本件業務を処理するために発注者から提供され、又は自らが収集した個人情報について、保有する必要がなくなった、又はこの契約が終了し、若しくは解除されたときは、発注者の指定した方法により、确实かつ速やかに返還若しくは引き渡し又は消去若しくは廃棄しなければならない。

2 受注者は、個人情報の消去又は廃棄に際して発注者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

3 受注者は、本件業務において利用する個人情報を廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

4 受注者は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時及び消去又は廃棄の内容を記録し、書面で発注者に報告しなければならない。

（再委託の禁止）

第7 受注者は、本件業務を処理するための個人情報については、自ら取り扱うものとし、第三者（以下「再委託先」という。）にその処理を委託してはならない。

2 前項の規定に関わらず、事前に再委託先の商号又は名称、再委託する業務の内容、再委託する理由、その他発注者が必要とする事項を記載した書面をもって申請し、発注者が事前に承諾した場合に限り、受注者は、本件業務の一部を再委託先に委託することができる。この場合において、受注者は、再委託先に対し、受注者と同様の義務を負わせ、その遵守を監督しなければならない。

3 受注者は、前項の規定により、本件業務の一部を再委託したときは、その契約内容を速やかに書面で発注者に報告しなければならない。

4 受注者は、再委託先の当該業務に関する行為及びその結果について、再委託先との契約の内容にかかわらず、発注者に対して責任を負うものとする。

（目的外の使用等の禁止）

第8 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、本件業務に関して知り得た個人情報を、本件業務を処理する以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写及び複製の禁止）

第9 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、本件業務を処理するために、発注者から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（定期報告及び緊急時報告）

第10 受注者は、発注者から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

2 受注者は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査又は検査)

第11 発注者は、本件業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、必要に応じて受注者及び再委託先に対して、監査又は検査(実地検査含む。)を行うことができる。

2 発注者は、前項の目的を達するため、受注者に対して必要な情報を求め、又は本件業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(事故発生時における報告)

第12 受注者は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、その旨を速やかに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 受注者は、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を速やかに講ずること。ただし、外部からの不正アクセスや不正プログラムの感染が疑われる場合には、当該端末等からの通信を遮断するなど、被害拡大防止のため直ちに行い得る措置については、直ちに行う(従事者に行わせることを含む。)ものとする。

3 受注者は、前々項の規定による報告後も、事故の発生した経緯、被害状況等を継続して調査し報告しなければならない。

4 発注者は、受注者から事故発生に関する報告があった場合、市民に対して適切な説明責任を果たすため、必要な範囲においてその内容を公表することができる。

(損害賠償)

第13 受注者は、この個人情報取扱特記事項に違反したことにより、発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約の解除)

第14 発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約を解除することができる。

(協議)

第15 受注者は、本業務の仕様書に定めのない方法で個人情報を取り扱う場合には、予め発注者と協議を行うこと。

暴力団等の排除について

1. 入札参加除外者を下請負人等とすることの禁止

- (1) 受注者は、堺市上下水道局契約関係暴力団排除措置要綱第2条の規定により準用する堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表第1に掲げる措置要件に該当する者を、下請負人等（堺市暴力団排除条例第7条各号に定める者をいう。以下同じ。）としてはならない。
- (2) これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該下請負人等との契約の解除を求めることができる。

2. 下請負人等との契約について

受注者は、下請負人等との再契約の締結に当たっては、契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

3. 誓約書の提出について

- (1) 受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。また、受注者は、下請負人等がいる場合には、これらの者から暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、本市へ提出しなければならない。ただし、本市が必要でないと判断した場合は、この限りでない。
- (2) 受注者及び下請負人等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うことができる。

4. 不当介入に対する措置

- (1) 受注者は、この契約の履行に当たり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告するとともに、警察に届け出なければならない。
- (2) 受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告するとともに、当該下請負人等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- (3) 本市は、受注者が本市に対し、(1)及び(2)に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- (4) 本市は、受注者又は下請負人等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が(1)に定める報告及び届け出又は(2)に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。

令和7年度 保険申込 下水道施設賠償目的明細書 令和7年3月末日時点見込み

資料

下水管・都市下水路

整理番号	資産No.	施設名称	延長(km)	摘要
1		開渠	316.29	
2		暗渠	4299.48	
合計			4615.77	

約款内容

下水道本管（埋設・開渠）及び取付管、雨水、汚水、その他付属施設を含む。

溜池

整理番号	資産No.	所在地	外周距離(m)	摘要
1		堺市東区菩提町3丁194-10	230.93	菩提石原調整池
2		堺市東区野尻町70-267外	262.06	加古里池
3		堺市美原区さつき野西1丁目14-6	517.30	さつき野調整池
4		堺市東区菩提町5丁253-1外	487.67	菩提新池調整池
合計			1,497.96	

ポンプ場・処理場・その他

整理番号	資産No.	所在地	面積(m ²)	摘要
1		堺市西区浜寺諏訪森町西3丁303-1外	6,348.06	浜寺下水ポンプ場
2		堺市堺区出島浜通51-1外	12,952.36	出島下水ポンプ場
3		堺市堺区神南辺町5丁140外	11,385.80	古川下水ポンプ場
4		堺市堺区戎島町5丁7外	1,730.47	堅川下水ポンプ場
5		堺市北区東雲東町4丁18-1外	1,079.73	金岡下水ポンプ場
6		堺市堺区石津町4丁10-2	581.81	戎橋下水ポンプ場
7		堺市西区浜寺石津町西2丁320-2外	3,035.64	湊石津下水ポンプ場
8		堺市堺区香ヶ丘町4丁59-1	940.94	陵北樋門管理事務所
9		堺市堺区松屋大和川通4丁147-1	123,923.73	三宝水再生センター ※昇降機1基
10		堺市西区石津西町22	52,383.55	石津水再生センター
11		堺市北区常磐町3丁140外	22,325.00	西除処理場
12		堺市中区八田西町1丁1-1外	150,636.87	泉北水再生センター ※昇降機1基
13		堺市堺区緑町1丁35-1外	182.54	緑町文化会館
14		堺市西区石津西町24-5	437.83	浜寺石津健康増進センター敷地
15		堺市中区八田南之町435-10	322.20	八田南之町文化会館
16		堺市中区八田南之町415-1	438.91	八田南之町スポーツ広場
17		堺市中区八田北町658-1	1,253.74	八田北町スポーツ広場
18		堺市北区常磐町3丁6-4外	1,639.35	常磐町文化センター
19		堺市北区長曾根町3011-3	535.05	長曾根新池調整池貯水施設
20		堺市中区八田南之町381	120.00	泉北倉庫

整理 番号	資産 No.	所 在 地	面 積 (㎡)	摘 要
21		堺市北区金岡町3028-8外	7,617.60	窪田池調整池
22		堺市堺区材木町東4丁3-24	6,993.98	南向陽調整池
23		堺市堺区向陵東町3丁220-2	8,015.00	芦ヶ池調整池
24		堺市北区東浅香山町1丁50	240.62	金岡幹線吐け口
25		堺市中心区八田北町341-2	521.83	八田北町自治会館
26		堺市東区野尻町107-3	81.09	野尻雨水線下水管布設予定地
27		堺市堺区北花田口町2丁61-3	712.50	北花田口調整池
28		堺市堺区錦綾町1丁1-8	298.35	錦綾町調整池
29		堺市堺区北向陽町1丁1-20	552.11	北向陽町調整池
30		堺市美原区大保221-7	45.48	大保地内水路改修予定地
31		堺市東区日置荘西町2丁51-1	307.73	日置荘西町調整池
32		堺市堺区戎島町5丁34-1外	1,742.13	古川雨水滞水池予定地
33		堺市西区原田428-2	189.44	原田汚水線予定地
34		堺市堺区大仙町260-34外	571.21	流出抑制施設用地(調整池)
35		堺市南区晴美台1丁38-17	388.70	調整池用地
36		堺市堺区戎島町5丁6	299.00	出島バイパス線布設予定地
37		堺市堺区松屋大和川通3丁133	1,203.62	三宝水再生センター築造事業用地
38		堺市堺区松屋大和川通3丁139-1	1,019.21	三宝水再生センター築造事業用地
39		堺市北区南長尾町3丁63-1外	414.87	流出抑制施設用地(調整池)
40		堺市北区常磐町1丁17-5	206.90	調整池用地
41		堺市北区東三国ヶ丘町3丁2181-10	153.00	調整池用地
42		堺市北区野遠町519-29	124.67	調整池用地
43		堺市中心区小阪440-1	142.07	調整池用地
44		堺市中心区土塔町108-5	196.60	調整池用地
45		堺市西区菱木1丁2233-89	343.66	調整池用地
46		堺市東区引野町1丁27-5	636.38	調整池用地
47		堺市南区和山台5丁1-125	176.00	調整池用地
48		堺市南区赤坂台4丁20-18	183.00	調整池用地
49		堺市南区御池台4丁24-10	236.78	調整池用地
50		堺市東区日置荘西町7丁870-11	258.16	石池ポンプ室
51		堺市中心区陶器北2500	509.77	陶器北調整池
52		堺市東区日置荘西町4丁962-12	4.92	下水道管理用地
53		堺市東区引野町1丁7-79外	459.00	調整池用地
54		堺市北区長曾根町1665	719.00	調整池用地
55		堺市美原区青南台2丁目1197-826	146.00	事業予定地

整理 番号	資産 No.	所 在 地	面 積 (㎡)	摘 要
56		堺市南区宮山台1丁4-27	200.61	調整池用地
57		堺市北区百舌鳥梅北町2丁57-1	1,432.45	南館用地(借用地) ※昇降機1基
58		堺市美原区黒山1112	4,578.00	黒山土地区画整理事業調整池
59		堺市堺区松屋町2丁地先	134.33	調整池用地
60		堺市美原区南余部西1丁目355-1の一部	2,240.00	調整池用地
61		堺市南区逆瀬川844-8	817.78	調整池用地
62		堺市南区釜室297-6	605.99	調整池用地
63		堺市南区豊田15-8	146.00	調整池用地
64		堺市南区美木多上991-8外	374.00	調整池用地
65		堺市西区宮下町71外	15,038.34	ポンプ場用地
66		堺市西区菱木1丁1376-110	206.49	調整池用地
67		堺市東区白鷺町2丁342-10	476.62	調整池用地
68		堺市東区白鷺町2丁259-10	327.00	調整池用地
69		堺市中区深井畑山町2511-7	237.00	調整池用地
70		堺市東区北野田1000-20	1,034.00	調整池用地
71		堺市堺区南瓦町3-1	0.54	雨水流出抑制施設PR看板
72		堺市北区常磐町1丁41-1	1.50	1号マンホールポンプ
73		堺市北区常磐町1丁1-2	1.50	2号マンホールポンプ
74		堺市北区常磐町1丁1-2	1.50	3号マンホールポンプ
75		堺市北区東浅香山町2丁97-14	1.50	4号マンホールポンプ
76		堺市堺区向陵西町4丁11-25	1.50	7号マンホールポンプ
77		堺市北区百舌鳥本町3丁527	1.50	8号マンホールポンプ
78		堺市中区毛穴町340-6	2.50	9号マンホールポンプ
79		堺市東区丈六360-7	1.50	10号マンホールポンプ
80		堺市堺区神石市之町28-26	2.50	11号マンホールポンプ
81		堺市北区百舌鳥赤畑町5丁723-2	1.50	12号マンホールポンプ
82		堺市北区百舌鳥梅町1丁408	1.50	13号マンホールポンプ
83		堺市北区百舌鳥梅町1丁340-6	2.00	14号15号マンホールポンプ
84		堺市北区百舌鳥梅町1丁229-6	1.50	16号マンホールポンプ
85		堺市中区毛穴町197-5	2.00	17-1号17-2号マンホールポンプ
86		堺市東区白鷺町1丁18-3	1.50	18号マンホールポンプ
87		堺市西区北条町1丁5-7	5.00	20号マンホールポンプ
88		堺市北区百舌鳥本町2丁255	1.50	22号マンホールポンプ
89		堺市東区北野田238-1	2.30	23号マンホールポンプ
90		堺市北区百舌鳥本町3丁506-1	1.50	24号マンホールポンプ
91		堺市西区上野芝町5丁11-9	4.33	25号マンホールポンプ
92		堺市西区上野芝町7丁13-4	1.50	26号マンホールポンプ
93		堺市西区上野芝町8丁5-1	1.50	27号マンホールポンプ
94		堺市西区太平寺711-1	2.50	28号マンホールポンプ
95		堺市西区北条町1丁12-15	1.50	29号マンホールポンプ

整理 番号	資産 No.	所 在 地	面 積 (㎡)	摘 要
96		堺市北区大豆塚町2丁58-11	3.30	30号マンホールポンプ
97		堺市東区西野288-23	5.00	31号マンホールポンプ
98		堺市西区上野芝町3丁15-1	1.50	32号マンホールポンプ
99		堺市中区檜葉616-1	1.50	33号マンホールポンプ
100		堺市東区北野田114-14	7.00	34-1号34-2号34-3号マンホールポンプ
101		堺市堺区大浜西町3丁23	1.50	35号マンホールポンプ
102		堺市東区北野田394-28	2.00	37号マンホールポンプ
103		堺市中区土師町1丁23-20	1.50	38号マンホールポンプ
104		堺市中区学園町1	1.50	39号マンホールポンプ
105		堺市西区上野芝向ヶ丘町1丁1	1.50	40号マンホールポンプ
106		堺市東区草尾424-3	3.00	41号マンホールポンプ
107		堺市南区庭代台1丁50-1	1.50	42号マンホールポンプ
108		堺市西区原田413-1	1.50	43号マンホールポンプ
109		堺市中区新家町494-3	2.00	44号マンホールポンプ
110		堺市西区上野芝向ヶ丘町1丁5-27	2.00	47-1号47-2号マンホールポンプ
111		堺市西区上野芝向ヶ丘町1丁17-37	1.50	48号マンホールポンプ
112		堺市堺区築港八幡町1-17	1.50	50号マンホールポンプ
113		堺市堺区築港八幡町1-17	2.00	51-1号51-2号マンホールポンプ
114		堺市東区西野42	1.50	52号マンホールポンプ
115		堺市東区北野田16-13	1.50	53号マンホールポンプ
116		堺市東区北野田296-1	1.50	54号マンホールポンプ
117		堺市東区北野田304-13	1.50	55号マンホールポンプ
118		堺市東区南野田282-1	1.50	56号マンホールポンプ
119		堺市東区南野田298-5	1.50	57号マンホールポンプ
120		堺市東区南野田372-14	1.50	58号マンホールポンプ
121		堺市中区平井538	1.50	59号マンホールポンプ
122		堺市中区平井20-1	1.50	60号マンホールポンプ
123		堺市中区平井730	1.50	61号マンホールポンプ
124		堺市中区深井東町2468-12	1.50	62号マンホールポンプ
125		堺市中区土塔町107-1	1.50	63号マンホールポンプ
126		堺市中区福田1398-1	1.50	64号マンホールポンプ
127		堺市美原区真福寺143	3.00	66号マンホールポンプ
128		堺市美原区今井292-37	1.50	67号マンホールポンプ
129		堺市美原区今井203-1	2.50	68号マンホールポンプ
130		堺市美原区小平尾752	1.50	69号マンホールポンプ

整理 番号	資産 No.	所 在 地	面 積 (㎡)	摘 要
131		堺市美原区丹上574	4.00	70号マンホールポンプ
132		堺市北区金岡町2040-3	1.50	72号マンホールポンプ
133		堺市西区太平寺542-1	1.50	74号マンホールポンプ
134		堺市中区八田北町244-1	1.50	75号マンホールポンプ
135		堺市南区野々井260-1	3.00	76号マンホールポンプ
136		堺市西区太平寺740	1.50	78号マンホールポンプ
137		堺市西区太平寺741-6	1.50	79号マンホールポンプ
138		堺市中区陶器北1271-5	1.50	80号マンホールポンプ
139		堺市中区辻之1381-3	1.50	81号マンホールポンプ
140		堺市中区平井699-18	1.50	84号マンホールポンプ
141		堺市中区平井363-1	1.50	85号マンホールポンプ
142		堺市中区平井921-9	1.50	86号マンホールポンプ
143		堺市中区深阪1096-1	1.50	87号マンホールポンプ
144		堺市北区野遠町629-3	3.00	88号マンホールポンプ
145		堺市東区北野田576	1.50	89号マンホールポンプ
146		堺市美原区小平尾681	1.50	90号マンホールポンプ
147		堺市美原区小平尾933	1.50	91号マンホールポンプ
148		堺市中区田園605	1.50	92号マンホールポンプ
149		堺市中区田園507	1.50	93号マンホールポンプ
150		堺市南区原山台1丁12	1.50	94号マンホールポンプ
151		堺市南区岩室100	1.50	95号マンホールポンプ
152		堺市中区陶器北386-1	1.50	96号マンホールポンプ
153		堺市中区東山419-1	1.50	97号マンホールポンプ
154		堺市中区田園705-1	1.50	98号マンホールポンプ
155		堺市中区辻之746	4.00	99号マンホールポンプ
156		堺市中区辻之1517	1.50	100号マンホールポンプ
157		堺市中区陶器北375-1	1.50	101号マンホールポンプ
158		堺市中区陶器北928-75	1.50	102号マンホールポンプ
159		堺市南区茶山台1丁1-6	1.50	103号マンホールポンプ
160		堺市中区辻之1306	1.50	105号マンホールポンプ
161		堺市中区辻之1292-4	1.50	106号マンホールポンプ
162		堺市中区辻之180	1.50	107号マンホールポンプ
163		堺市中区辻之864-40	13.50	108号マンホールポンプ
164		堺市中区田園912	1.50	109号マンホールポンプ
165		堺市中区上之433-13	1.50	111号マンホールポンプ

整理 番号	資産 No.	所 在 地	面 積 (㎡)	摘 要
166		堺市中区田園222-1	1.50	112号マンホールポンプ
167		堺市美原区平尾135-6	2.50	113号マンホールポンプ
168		堺市美原区小平尾165	1.50	114号マンホールポンプ
169		堺市美原区さつき野西1丁1-23	1.50	115号マンホールポンプ
170		堺市美原区小平尾288-6	2.00	116号117号マンホールポンプ
171		堺市美原区小平尾634-2	1.50	118号マンホールポンプ
172		堺市西区菱木3丁1940-6	1.50	120号マンホールポンプ
173		堺市西区太平寺459-4	1.50	121号マンホールポンプ
174		堺市南区小代616	1.50	122号マンホールポンプ
175		堺市南区小代242-4	1.50	123号マンホールポンプ
176		堺市北区野遠町109-5	1.50	124号マンホールポンプ
177		堺市美原区平尾649	1.50	125号マンホールポンプ
178		堺市美原区平尾1988-1	1.50	126号マンホールポンプ
179		堺市南区片蔵721-1	1.50	127号マンホールポンプ
180		堺市南区片蔵707	1.50	128号マンホールポンプ
181		堺市美原区今井335-2	1.50	129号マンホールポンプ
182		堺市美原区小平尾641-1	1.50	134号マンホールポンプ
183		堺市東区南野田372-29	1.50	135号マンホールポンプ
184		堺市南区豊田3063	1.50	136号マンホールポンプ
185		堺市南区和田833-2	1.50	137号マンホールポンプ
186		堺市南区梅119-1	1.50	138号マンホールポンプ
187		堺市中区平井1042-3	1.50	139号マンホールポンプ
188		堺市中区和田217-1	1.50	140号マンホールポンプ
189		堺市南区檜尾149-2	1.50	141号マンホールポンプ
190		堺市南区泉田中7-1	1.50	142号マンホールポンプ
191		堺市西区山田1丁1111	1.50	144号マンホールポンプ
192		堺市西区山田4丁1967-1	1.50	145号マンホールポンプ
193		堺市南区高尾3丁223-28	1.50	146号マンホールポンプ
194		堺市堺区南半町東2丁1-15	1.50	147号マンホールポンプ
195		堺市西区上野芝町5丁8	1.50	148号マンホールポンプ
196		堺市西区山田3丁1008-11	1.00	149号マンホールポンプ
197		堺市南区野々井812	1.50	150号マンホールポンプ
198		堺市堺区神石市之町22-14	1.50	152号マンホールポンプ
199		堺市堺区匠町17-4	1.50	153号マンホールポンプ
200		堺市堺区匠町20-1	1.50	154号マンホールポンプ

整理 番号	資産 No.	所 在 地	面 積 (㎡)	摘 要
201		堺市堺区匠町10	1.50	155号マンホールポンプ
202		堺市中区平井657-1	1.50	156号マンホールポンプ
203		堺市西区太平寺695-1	1.50	157号マンホールポンプ
204		堺市南区小代414-15	1.50	158号マンホールポンプ
205		堺市美原区多治井218-22	3.50	160号マンホールポンプ
206		堺市南区三木閉36-4	1.50	161号マンホールポンプ
207		堺市南区稲葉3丁1598-1	2.50	164号マンホールポンプ
208		堺市北区陶器北1443-1	1.50	165号マンホールポンプ
209		堺市南区稲葉2丁315-2	1.50	166号マンホールポンプ
210		堺市南区檜尾479-5	1.50	167号マンホールポンプ
211		堺市南区桃山台2丁27	1.50	169号マンホールポンプ
212		堺市中区辻之870	1.50	170号マンホールポンプ
213		堺市西区太平寺60	1.50	171号マンホールポンプ
214		堺市南区釜室135	1.50	172号マンホールポンプ
215		堺市南区釜室125	1.50	173号マンホールポンプ
216		堺市南区釜室668	1.50	174号マンホールポンプ
217		堺市東区日置荘原寺386	1.50	175号マンホールポンプ
218		堺市西区上野芝向ヶ丘町6丁18-16	1.50	177号マンホールポンプ
219		堺市中区上之350-2	1.50	178号マンホールポンプ
220		堺市西区草部423-8	1.50	179号マンホールポンプ
221		堺市南区釜室1001	1.50	180号マンホールポンプ
222		堺市南区豊田847	1.50	181号マンホールポンプ
223		堺市南区稲葉3丁1621	1.50	182号マンホールポンプ
224		堺市南区稲葉3丁315-2	1.50	183号マンホールポンプ
225		堺市西区北条町1丁26-21	1.50	184号マンホールポンプ
226		堺市西区上野芝向ヶ丘町3丁3-18	1.50	185号マンホールポンプ
227		堺市西区上野芝向ヶ丘町3丁5-6	1.50	186号マンホールポンプ
228		堺市南区美木多上1277-1	1.50	187号マンホールポンプ
229		堺市南区美木多上1024-3	10.00	188号マンホールポンプ
230		堺市南区城山台1丁37	1.50	189号マンホールポンプ
231		堺市南区美木多上2628-12	1.50	190号マンホールポンプ
232		堺市南区美木多上2642	1.50	191号マンホールポンプ
233		堺市南区檜尾886-1	1.50	192号マンホールポンプ
234		堺市中区見野山76-3	1.50	193号マンホールポンプ
235		堺市中区見野山77	1.50	194号マンホールポンプ

整理 番号	資産 No.	所 在 地	面 積 (㎡)	摘 要
236		堺市南区别所1191	1.50	195号マンホールポンプ
237		堺市美原区多治井173	1.50	196号マンホールポンプ
238		堺市西区菱木4丁1823-1	2.50	197号マンホールポンプ
239		堺市中区田園856-13	1.50	198号マンホールポンプ
240		堺市西区菱木4丁1896	1.50	199号マンホールポンプ
241		堺市西区菱木4丁1883-1	1.50	200号マンホールポンプ
242		堺市南区釜室188-54	1.50	202号マンホールポンプ
243		堺市南区釜室305	1.50	203号マンホールポンプ
244		堺市南区槇塚台2丁17	1.50	204号マンホールポンプ
245		堺市南区泉田中2258-1	1.50	205号マンホールポンプ
246		堺市南区泉田中438	1.50	206号マンホールポンプ
247		堺市南区美木多上2-8	1.50	207号マンホールポンプ
248		堺市美原区青南台2丁12-23	1.50	208号マンホールポンプ
249		堺市南区稲葉3丁1760-2	1.50	210号マンホールポンプ
250		堺市美原区菅生378-1	1.50	211号マンホールポンプ
251		堺市美原区菅生442-3	1.50	212号マンホールポンプ
252		堺市美原区菅生434	1.50	213号マンホールポンプ
253		堺市美原区黒山529	1.50	214号マンホールポンプ
254		堺市美原区青南台2丁14-6	1.50	215号マンホールポンプ
255		堺市南区片蔵573-1	1.50	216号マンホールポンプ
256		堺市南区泉田中55	1.50	217号マンホールポンプ
257		堺市南区高尾2丁546	1.50	218号マンホールポンプ
258		堺市南区鉢ヶ峯寺467	1.50	219号マンホールポンプ
259		堺市南区鉢ヶ峯寺60-1	1.50	220号マンホールポンプ
260		堺市南区泉田中2182	1.50	221号マンホールポンプ
261		堺市南区泉田中60-1	1.50	222号マンホールポンプ
262		堺市南区鉢ヶ峯寺1201	1.50	223号マンホールポンプ
263		堺市南区富蔵153	1.50	224号マンホールポンプ
264		堺市南区稲葉2丁1745	1.50	225号マンホールポンプ
265		堺市東区南野田398-3	1.50	226号マンホールポンプ
266		堺市美原区菅生1098-2	1.50	227号マンホールポンプ
267		堺市北区野遠町239-1	1.50	228号マンホールポンプ
268		堺市堺区築港八幡町1-97	1.50	229号マンホールポンプ
269		堺市南区檜尾1156-5	1.50	230号マンホールポンプ
270		堺市南区檜尾1130-3	1.50	231号マンホールポンプ

整理 番号	資産 No.	所 在 地	面 積 (㎡)	摘 要
271		堺市南区檜尾1181	1.50	232号マンホールポンプ
272		堺市中区田園719	1.50	233号マンホールポンプ
273		堺市美原区丹上193	1.50	234号マンホールポンプ
274		堺市美原区丹上206-1	1.50	235号マンホールポンプ
275		堺市美原区丹上61	1.50	236号マンホールポンプ
276		堺市美原区真福寺54-5	1.50	237号マンホールポンプ
277		堺市美原区平尾211	1.50	238号マンホールポンプ
278		堺市南区豊田431	1.50	239号マンホールポンプ
279		堺市美原区平尾228-1	1.50	240号マンホールポンプ
280		堺市南区釜室868	1.50	241号マンホールポンプ
281		堺市美原区小寺40-1	1.50	242号マンホールポンプ
282		堺市美原区石原485-6	1.50	243号マンホールポンプ
283		堺市南区鉢ヶ峯寺214-1	1.50	244号マンホールポンプ
284		堺市北区金岡町1620	1.50	245号マンホールポンプ
285		堺市南区檜尾1127-1	1.50	246号マンホールポンプ
286		堺市西区上野芝町3丁665-46	1.50	247号マンホールポンプ
287		堺市南区畑600-1	5.00	248号マンホールポンプ
288		堺市南区畑1480-4	4.00	249号マンホールポンプ
289		堺市南区畑497-2	4.00	250号マンホールポンプ
290		堺市南区畑460-2	4.00	251号マンホールポンプ
291		堺市南区畑95-2	4.00	252号マンホールポンプ
292		堺市南区畑592	1.50	253号マンホールポンプ
293		堺市堺区百舌鳥夕雲町1丁4-3	1.00	御陵ポンプ
294		堺市中区深井清水町3772地先	1.50	深井清水町排水ポンプ
295		堺市西区草部629-20	1.50	254号マンホールポンプ
296		堺市堺区匠町10番2	306.00	堺浜第2オゾン処理施設
297		堺市堺区匠町1番10号	538.84	堺浜排水ポンプ場
298		堺市堺区山本町1丁18-2地先	73.94	山本町排水ポンプ所
299		堺市堺区三宝町1丁27地先	34.21	三宝町バルブ所
300		堺市堺区築港八幡町102番2地先	169.23	下松屋樋門
301		堺市堺区松屋大和川通3丁140-11地先	1,056.61	三宝大和川樋門
302		堺市北区北花田町4丁104番地先	1,083.36	今池橋修景地
303		堺市堺区松屋大和川通4丁148-2他	4,541.71	三宝水再生センター内駐車場
304		堺市西区石津西町地先	4,469.13	緩衝緑地公園
305		堺市堺区香ヶ丘町4丁3-14地先	220.94	三国香ヶ丘排水樋門
合 計			468,717.51	

下水道施設所有（管理）者賠償責任保険にかかる事故発生履歴

資料

令和7年2月5日現在

【令和6年度】

事故発生日	事故内容	補償内容	損害賠償金（円）
令和6年7月16日	大雨により、蓋が外れていたマンホールの上を車両が通過したところ、蓋が跳ね上がり、その際に車両の右後部のバンパーを損傷させた。	車両修理費用、修理中の代車費用	137,687
令和6年11月2日	大雨により、雨水が合流管渠に一気に流れ込んだことにより、近隣店舗のトイレから圧力状態になった空気と一緒に下水が逆流した。	交渉中	交渉中

【令和5年度】

なし

【令和4年度】

事故発生日	事故内容	補償内容	損害賠償金（円）
令和4年4月28日	本市が管理する汚水柵の蓋を工具で開けたところ周囲のタイルが浮き上がり破損させた。	タイル修理費用	380,600

<下水道施設所有（管理）者賠償責任保険>

1. 自転車の拠点、台数及び使用頻度（令和7年3月31日時点見込み）

主に使用する施設	所在地	自転車台数	使用頻度 (一回の使用距離)
上下水道局本庁舎	堺市北区百舌鳥梅北町1丁39-2	5台 (うち電動アシスト2台)	週1~2回程度 (約5km程度)
三宝水再生センター	堺市堺区松屋大和川通4丁147-1	6台	週3~4回程度 (主に施設内移動)
上下水道局南館	堺市北区百舌鳥梅北町2丁57-1	12台	地震等緊急時の 移動手段として保有
泉北水再生センター	堺市中区八田西町1丁2-1	8台	
合計		31台	

2. 主に使用する施設の職員数（令和7年3月31日時点見込み）

主に使用する施設	職員数
上下水道局本庁舎	79人
三宝水再生センター（水質管理担当ほかを除く）	48人
下水道保全課（上下水道局南館内）	25人
合計	152人

参考資料：開催行事の概要

資料

< 下水道施設所有（管理）者賠償責任保険 >

施設見学（三宝水再生センター）

年 度	開 催 日 数	来 場 者 数
令和6年度	11日間	1,029人
令和5年度	18日間	1,226人
令和4年度	5日間	417人
令和3年度	0日間	0人
令和2年度	0日間	0人
平成31（令和元）年度	43日間	1,872人
平成30年度	36日間	2,021人
平成29年度	33日間	1,948人
平成28年度	48日間	2,361人
平成27年度	44日間	1,941人
平成26年度	35日間	674人
平成25年度	39日間	801人
平成24年度	37日間	794人

施設見学（泉北水再生センター）※小学校のみ

年 度	開 催 日 数	来 場 者 数
令和6年度	8日間	901人
令和5年度	12日間	1,051人
令和4年度	11日間	936人
令和3年度	0日間	0人
令和2年度	0日間	0人
平成31（令和元）年度	25日間	2,102人
平成30年度	29日間	2,349人
平成29年度	30日間	2,550人

施設見学（石津水再生センター）※小学校のみ

年 度	開 催 日 数	来 場 者 数
令和6年度	12日間	1,006人
令和5年度	9日間	581人
令和4年度	6日間	432人
令和3年度	0日間	0人
令和2年度	0日間	0人
平成31（令和元）年度	17日間	1,496人
平成30年度	18日間	1,748人
平成29年度	18日間	1,389人

施設見学（鉄砲町再生水）

年 度	開 催 日 数	来 場 者 数
令和6年度	0日間	0人
令和5年度	0日間	0人
令和4年度	5日間	30人